

お客様各位

平成30年3月1日

春まだ浅い今日このごろでございますが、皆様方におかれましてはいかがお過ごしでしょうか。

今月は下記の3点をまとめました。

### 1. 今月の事務

前月号でもお伝えしましたが、平成29年分の所得税・個人住民税の確定申告の受付期間は3月15日までです。給与所得者であっても、昨年末に年末調整を受けなかった人、29年中の年収が2千万円を超える人、給与以外の所得の合計が20万円を超える人、2か所以上の会社から給与の支払いを受けている人、同族会社の役員などで、その同族会社から貸付金の利子や資産の賃貸料などを受け取っている人などは確定申告が必要です。特に、今年は仮想通貨により20万円以上の所得を得た方は雑所得としての確定申告が必要になります。

そして、3月は異動の時期でありその準備が必要になります。社員の配置転換や転勤、退職など異動に伴う諸手続きを前もって確認し、ミスやモレがないようにしましょう。

同一職場内の異動の場合は、特に法定の手続きは必要ありませんが、住所地が変わる転勤が生じた場合は、様々な法定の手続きが発生します。たとえば、社会保険の資格喪失と取得の手続き（本社等で健康保険と厚生年金保険の事務を一括して行なっている場合は不要）、雇用保険の「転勤届」の提出、「扶養控除等（異動）申告書」の提出先の変更、「給与支払報告書・特別徴収に係る給与所得者異動届出書」の旧住所地への通知などです。社内事務としては、通勤手当や住宅手当の精算、貸与物品の返還、赴任先への勤務状況の連絡などがあります。

また、社員の家族に異動（進入学、卒業、就職、結婚等）が予定される場合は異動届の提出を社員に伝え、この異動届をもとに家族手当等の変更、源泉徴収税額表の適用欄の変更等の手続きや、必要に応じて祝金等を支給することになります。

### 2. 平成30年度税制改正

平成30年度税制改正は現在国会審議中で、働き方改革法案と同時進行のため、予断を許さない状況になっています。

平成30年4月1日から適用される収益認識会計基準を踏まえた対応として、①収益認識時期及び金額の法令上明確化、②返品調整引当金の廃止、③長期割賦販売に係る特例の廃止等が審議されています。

①では、会計上は貸倒や買戻しの可能性があれば収益認識しないのですが、税務上は総額で収益認識する方針に変わりはなく、一方で値引きや割戻は客観的な見積額での控除を認める方向です。

②及び③は経過措置として、法施行後に10年を掛けて段階的に縮小する方針です。

中小企業には、原則として収益認識会計基準は適用されませんが、取引先が当該会計基準を適用する際には、期末間際での売上値引きや割戻の処理で影響が出るかもしれません。

### 3. コラム～仮想通貨の税務～

昨年の分裂騒ぎの後に相場が急騰し、その後下落傾向にある仮想通貨を事業で使用する場合などの論点を整理しました。

①仮想通貨を従業員へ給料として支給すると

仮想通貨を決済手段に使用するケースが増えており、給与として仮想通貨を支給すると、「現物給与」と扱われ、給与確定時の市場価額で給与（従業員等では給与所得の収入金額）とされます。

その仮想通貨を受け取った従業員等が、仮想通貨を売却して日本円に換算すると、給料支給時の取得価額と売却価額との差額が雑所得とされます。ここで疑問が生じたのですが、仮想通貨が労働基準法上で規定される賃金支払五原則である通貨払いの通貨として認められるのでしょうか？認められるには、労働者との合意が必要であり、普及して間もない仮想通貨を容易に換金出来ない従業員等がいれば、後日紛争が生じることもあり得ます。

②法人が所有する仮想通貨に評価損益の計上は必要か？

仮想通貨は昨年に改正された資金決済法において、仮想通貨を交換する業者は政府の登録を受けなければ行うことができません。この法律における仮想通貨を対象とした会計基準(案)では、期末において、原則として市場価格に基づく価額(時価)を仮想通貨の貸借対照表価額とし、評価損益を認識することを示しています。但し、市場規模が小さい場合は、取得原価とし、時価が取得原価を下回る場合には時価評価して損失を計上することとしています。適用時期は平成30年4月1日以降開始事業年度からです。

一方、税務では、今回の税制改正項目には盛り込まれていないため、仮想通貨は期末で時価評価せず、含み損益も認識しないこととなります。

③仮想通貨は国外転出時課税の対象か？

国外へ転出する際に、1億円以上の有価証券などの対象資産を所有している場合は、その含み益に対して課税されますが、仮想通貨は対象外だそうで、海外で使用すると日本の税金は掛らないのでしょうか。

上記②で、仮想通貨を交換する業者を登録制にしたことで、税務署は取扱事業者から"情報収集"や"調査"等を行い、仮想通貨の売却益に係る申告漏れを重点的に調べるのが予想されます。

記帳指導、決算・税金対策から人事労務対策までワンストップで対応します。  
私共は最も頼りになるパートナーを目指しております。共に成長しましょう。

認定経営革新等支援機関 **坂田公認会計士事務所**

〒669-1544 三田市武庫が丘8-14-1

代表 公認会計士・税理士・社会保険労務士 坂田正一郎

TEL 079-506-0686 FAX 079-563-9128

E-Mail sakatacpa@leto.eonet.ne.jp HP <http://www.sakata-office.biz/>